

相模原市道路占用料徴収条例に係る新旧比較表

占用物件		単位	現行額 (円)	改定額 (円)	増減額 (円)		
第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本 1月	160	160	0		
	第2種電柱		240	250	10		
	第3種電柱		330	330	0		
	第1種電話柱		140	140	0		
	第2種電話柱		230	230	0		
	第3種電話柱		310	320	10		
	その他柱類		14	14	0		
	共架電線その他上空に設ける線類	1m 1月	1	1	0		
	地下に設ける電線その他の線類		1	1	0		
	路上に設ける変圧器	1個 1月	140	140	0		
	地下に設ける変圧器	1㎡ 1月	84	86	2		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個 1月	280	290	10		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		120	120	0		
	広告塔	1㎡ 1月	570	570	0		
	その他のもの	1㎡ 1月	280	290	10		
第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	1m 1月	6	6	0		
	外径が0.07m以上0.10m未満のもの		8	9	1		
	外径が0.10m以上0.15m未満のもの		13	13	0		
	外径が0.15m以上0.20m未満のもの		17	17	0		
	外径が0.20m以上0.30m未満のもの		25	26	1		
	外径が0.30m以上0.40m未満のもの		34	34	0		
	外径が0.40m以上0.70m未満のもの		59	60	1		
	外径が0.70m以上1.00m未満のもの		84	86	2		
	外径が1.00m以上2.00m未満のもの		170	170	0		
	外径が2.00m以上のもの		340	340	0		
第3号	自動運行補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	1m 1月	1	1	0
		その他のもの	1m 1月	3	3	0	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本 1月	230	230	0	
		上空に設けるもの	1㎡ 1月	140	140	0	
		地下に設けるもの	1㎡ 1月	84	86	2	
	その他のもの (鉄道・軌道)	1㎡ 1月	280	290	10		
第4号	(4号)歩廊・雪よけ	1㎡ 1月	280	290	10		

占有物件		単位	現行額 (円)	改定額 (円)	増減額 (円)	
第5号	地下街及び地下室	階数 1	$A \times 0.005$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.004$ ($\times 1/12$)	—	
		階数 2	$A \times 0.008$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.006$ ($\times 1/12$)	—	
		階数 3 以上	$A \times 0.01$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.007$ ($\times 1/12$)	—	
	上空に設ける通路		1m ² 1月	280	280	0
	地下に設ける通路			170	170	0
	その他のもの			280	290	10
	第6号	祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの		1m ² 1日	57	57
その他のもの		1m ² 1月	570	570	0	
第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	1m ² 1日	57	57	0
		その他のもの	1m ² 1月	570	570	0
	標識		1本 1月	230	230	0
	旗ざお	祭礼等に際し、一時的に設けるもの	1本 1日	57	57	0
		その他のもの	1本 1月	570	570	0
	幕(令第4号の施設を除く。)	祭礼等に際し、一時的に設けるもの	1m ² 1日	57	57	0
		その他のもの	1m ² 1月	570	570	0
	アーチ	車道横断するもの	1基 1月	5,700	5,700	0
		その他のもの		2,800	2,800	0
	第2号に掲げる発電設備			280	290	10
第4号に掲げる工事用施設及び同第5号の工事用材料		1m ² 1月	570	570	0	
第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設			280	290	10	
第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.014$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.009$ ($\times 1/12$)	—	
	上空に設けるもの		$A \times 0.023$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.017$ ($\times 1/12$)	—	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数 1	$A \times 0.005$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.004$ ($\times 1/12$)	—	
		階数 2	$A \times 0.008$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.006$ ($\times 1/12$)	—	
		階数 3 以上	$A \times 0.01$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.007$ ($\times 1/12$)	—	
その他のもの			$A \times 0.033$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.025$ ($\times 1/12$)	—	
第9号	建築物		$A \times 0.014$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.012$ ($\times 1/12$)	—	
	その他のもの		$A \times 0.010$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.009$ ($\times 1/12$)	—	
第10号	建築物		$A \times 0.023$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.022$ ($\times 1/12$)	—	
	その他のもの		$A \times 0.010$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.009$ ($\times 1/12$)	—	
第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.014$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.012$ ($\times 1/12$)	—	
	上空に設けるもの		$A \times 0.023$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.022$ ($\times 1/12$)	—	
	その他のもの		$A \times 0.033$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.031$ ($\times 1/12$)	—	
第12号に掲げる器具			$A \times 0.033$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.025$ ($\times 1/12$)	—	
第13号	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの		$A \times 0.014$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.012$ ($\times 1/12$)	—	
	上空に設けるもの		$A \times 0.023$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.022$ ($\times 1/12$)	—	
	その他のもの		$A \times 0.033$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.031$ ($\times 1/12$)	—	

道路法施行令第7条